

# 新経済連盟 2025年度税制改正提言

~Japan Transformationの実現~

2024年9月13日



# 経済成長につながる税率引き下げ

「税率引下げ」と「移民の受入れ」で、抜本的な成長を実現



# 税制全般に対する基本的な考え方

# 税率を引き下げて日本経済活性化を促し、 税収を増やして再び国内投資へ

## く成長を促す3つの柱>

国内投資の 促進 ✓ 国内外から日本への投資を呼び込んで経済を活性化するほか、AIや暗号資産など、新たな産業の構築を促すために税制面から支援する

**2** 人への 投資

✓ 賃上げ促進税制を強化しつつ労働市場の流動性を高めるほか、国内外の高度な人材を確保する

3イノベーション促進と生産性向上

/ 研究開発・スタートアップの促進、DX化等を通じ、イ ノベーションの促進と経済全体の生産性の底上げを図 る

## (参考)新経済連盟の政策に関する基本的な考え方

新経済連盟10周年政策提言 Japan Transformation 「日本を根本的に変えていく」

#### 日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はないアントレプレナーの力で日本を変える



- 1 民でできることは民に
- ▶ 政府の役割は、この原則から逆算
- ▶ 「民」が中心のフィランソロピーエコシステムを醸成
- 2 世界的に高い税金の引下げ
- 高い税金の国は必ず衰退
- ▶ JXに必要なあらゆる改革の大前提
- 3 「新結合」の推進・活用
- ▶ デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- ▶ 「新結合」により新たな価値を創出し、生産性を向上

- 1 税率を抜本的に引き下げ、資金調達やビジネスのガラパゴス 規制は撤廃
- ② 「移民基本法」を制定し、世界から人を集めることができる 雇用システムを確立
- ③ 地方政府間の改革競争を促進するとともに、フィランソロ ピーエコシステムを醸成
- ◆ 個別分野の知識を蓄積する教育スタイルは脱却し、広い裾野で"LEEDF"教育を強化
- ⑤ Web3時代を見据えたデジタル化徹底のための規制・税制改革

#### 日本は、個人・法人ともに所得に対する税率が高い シンガポール インド 英国 ロシア 30%※2 連邦 37% 個人所得 55%<sup>\*1</sup> 22% **15**% 州 0.0 への課税 (最高税率) -13.3% 法人所得 29.74% 17.0% 州 0.0 への課税 -11.5%

#### ※1 地方税を含む ※2 高額所得者は最大で税額の37%の追加課徴金

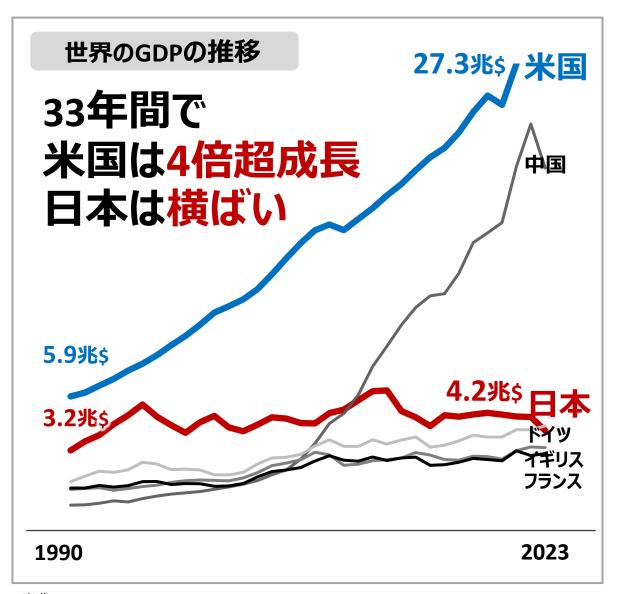
※3 スコットランドは最大46% ※4 大企業は25.0% 出典: OECDデータ、財務省資料等

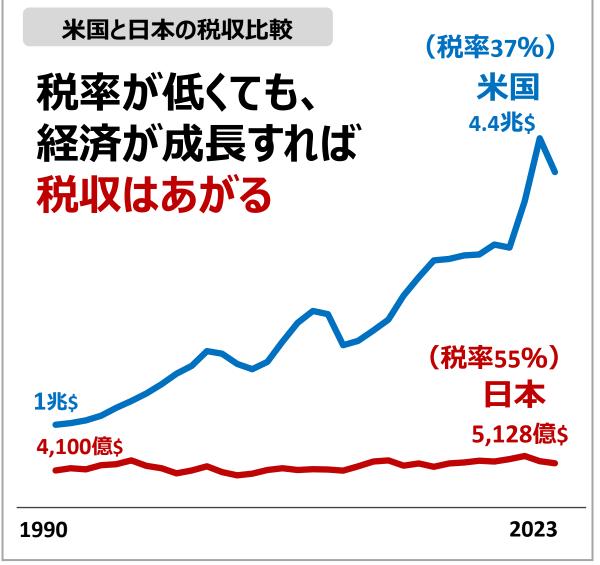
# 税率引下げは歳入減に直結せず | 世界の500Pの機能 | 30年間で | 米国は4倍成長 | 中国 | 1275 | 1590 | 1590 | 1890 | 1890 | 1890 | 1890 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 1895 | 18

#### 

出典:民間資料等

# (参考) 各国のGDPと日米の税収の比較





出典: GLOBAL NOTE

出典:米国議会予算局、財務省HP ●税率は米国が連邦最高所得税率37%+州税0%、日本が国税の最高所得税率45%+地方税10%のケースを表記

# 目次

| 頁数          | 内容   | 税目<br>※1    | <b>優遇</b><br>対象 | 主旨<br>※2                                | 頁数        | 内容                        | 税目<br>※1 | 優遇<br>対象  | 主旨<br>※2 |
|-------------|--|-------------|-----------------|---|-----------|---------------------------|----------|-----------|----------|
| 7~8         | 法人税・所得税・相続税<br>の税率引下げ                        | 法、所、<br>相、住 | 法人/個人           | ①②<br>③                                 | 22        | GX加速化のための税制               | 法        | 法人        | 1        |
| 9           | 地方の財源を強化する見<br>直し                            | 法、所、<br>住   | 法人/個人           | 13                                      | 23        | 暗号資産税制                    | 所、相      | 個人        | 1        |
| 10~<br>11   | AIの開発強化・利活用促<br>進に向けた税制の創設                   | 法           | 法人              | <ol> <li>(1)(2)</li> <li>(3)</li> </ol> | 24        | 社会的投資減税の創設、<br>寄附税制の見直し   | 法、所      | 法人/個人     | 1        |
| 12~<br>13   | 海外から人、知、金を呼<br>び込む税制見直し                      | 法、所、<br>相、贈 | 法人/<br>個人       | 12                                      | 25        | スタートアップ投資の促<br>進や報酬制度の見直し | 法、所      | 法人/<br>個人 | 3        |
| 14~<br>15   | 越境経済への適応                                     | 法、所、<br>消、関 | 法人/個人           | 1                                       | 26~<br>27 | 企業からの教育投資を促<br>す税制の拡充     | 法        | 法人        | 2        |
| 16~<br>18   | 研究開発税制の見直しと<br>イノベーションの実装                    | 法           | 法人              | 3                                       | 28        | ソフトウェア経済に対応<br>した税制見直し    | 法        | 法人        | 3        |
| 19          | 賃上げ促進税制の強化                                   | 法           | 法人              | 2                                       | 29~       | 中小企業・小規模事業者の経典を表現している。    | 法、所      | ,         | 3        |
| 20~<br>21   | 新しい働き方などに対応<br>した税制見直し                       | 所           | 個人              | 2                                       | 30        | の経営力強化のための納<br>税環境整備      |          | 個人        |          |
| <br>※1法···法 | 人税、所…所得税、相…相続税、住…住民税<br>投資の促進/②人への投資/③イノベーショ |             |                 | 関…関税                                    | 31        | デジタルインボイスの普<br>及          | 法、所      | 法人/<br>個人 | 3        |

# 法人税・所得税・相続税の税率引下げ①

- 頑張った人が報われる税制構造とし、リスクがある中で積極的にチャレンジをした者やイノベーティブな人材が真に報われる社会を実現する。その際、国際競争力の確保や、優秀な外国人材を日本に呼び込む観点から、外国の税率水準との比較も考慮に入れる
- 現状でも**高い法人税率とさらなる税率の引き上げ**は、**企業の投資や賃上げの原資を減らしてしまう。法人課税と個人の配当所得課税は二重課税**であることから、見直しを行うべき
- なお、減税により不足する財源については、各種行政の在り方を効率化し「小さな政府」を 志向する中で、歳出削減に取り組むことを大前提としつつ、消費税率の見直しの是非を検討 すべき
- 現在55%の**所得税の最高税率(地方税率を含む)**を40%程度まで引き下げ<所得税、住民税>
- 2023年度税制改正大綱で示された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」は、2025年分の所得から、合計所得金額が約30億円超の高所得者を対象に追加で所得税を課すこととしたもの。対象は限定されているものの、チャレンジに対するディスインセンティブとして、極めて強い負のアナウンスメント効果をもたらすことから、撤廃すべき <所得税>
- リスクマネーの供給を大きく阻害し株価等にも大きな影響を及ぼす**金融所得課税の強化は明確に反対** <所得税>
- 相続税の引き下げ <相続税>

# 法人税・所得税・相続税の税率引下げ②

- 法人税の実効税率(現在29.74%)を20%程度まで引き下げ。特に、海外で得た所得を国内に 還流し、国内投資促進と賃上げを図る観点から、海外子会社等からの配当所得等に係る税率 を引下げ。<法人税>
- 法人課税と個人の配当所得課税の見直し(両者を調整するインピュテーション方式の導入等) <法人税、所得税>

## 地方の財源を強化する見直し

- 現状、**地方税の税目・税率**が法律で具体的に定められており、地方の**自由度は乏しい**(※) ため、**財政構造の硬直化**の一因に
  - ※地方税は、地方税法で税目が定められるとともに、税率が一律に又は一定の幅を持って定められている税目が基本となっており、こうした制限がない税目は限定的。また、地方税法に定めのない税目については、新設に当たり国への協議等が必要
- 地方政府間の改革競争を促し、頑張った地方自治体が報われる社会を実現
- 法人税、所得税の課税権を一部地方へ委譲、地方がより自由に税目・税率を決定できるよう 地方税法を見直す等、国税と地方税の基本的な構造の見直しを検討
- **ふるさと納税制度**は、地方自治体が**自ら財源を集め、地域振興を図るための重要な手段**。仲介サイトによるポイント付与の禁止等、制度に対する**過度の制限には強く反対**<所得税、住民税>
- 企業版ふるさと納税制度についても、地方自治体と民間企業が連携して地域振興(二地域居住の推進等)を図る上で重要であり、制度の期限延長又は恒久化と同時に、より使いやすくする制度見直し(寄附額上限の撤廃、本社所在地への寄附を可能とする、寄附を行う企業への経済的供与の禁止について対象をいたずらに拡大解釈しない等)を行う<法人税等>

## AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設①

- 生成AI技術をはじめとして、各国ではAIの開発・利活用が急速に進展している。現在の群雄 割拠を好機と捉えて、 AI分野で日本が強みを発揮するための集中支援を早急に実施すべき
- AI開発に必要な計算資源の確保や高品質なデータの整備のほか、AI利活用促進に向けたイ **ンフラ・通信基盤の強化・人材育成等**を進めるため、税制面からも支援していくことが必要
- 開発強化に向けた優遇制度 <法人税>
  - ➤ 戦略分野ラボ税制を創設し、科学研究データ創出基盤の強化等を目的としてAI関連の 研究所等を設立した場合、試験研究費の税額控除率を引き上げ(最大14%⇒50%等)
  - **> 高品質な日本語の大規模言語モデルの構築を後押しすべく、データ整備・開発を目的と** してデータ保有者や開発企業等が連携する取組みにおいて、国がその計画を認定してい る場合等に、費用の税額控除等の優遇措置を検討
- 利活用促進に向けた優遇制度 <法人税>

額控除

- ▶ 医療・ロボットなど政府が指定する重点分野において、AI関連の投資を行った場合、法 人税率の控除率を引き上げ
- ➤ AI利活用促進税制を創設し、観光分野等での生産性向上やDX・GX分野に関連する新た な市場創造等を目的としてAIを導入した際、その導入に要した費用の一部又は全額を税

体 策

10

#### AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設②

- 人材育成・確保に向けた優遇制度 <法人税>
  - ▶ 修士号・博士号のAI人材に対する一定期間における給与の全額を、赤字繰延特例も含めて税額控除
  - ▶ 外国の若手人材をAI人材として確保するために来日させる場合、一定期間における給与の全額を税額控除
  - ➤ AIスキルの習得やAIリテラシー向上を目的として支出する教育費用に関して税額控除
- 生成AIインフラ強化・データ戦略に向けた優遇制度 <法人税>
  - ▶ 脱炭素電源等を一定以上利用するデータセンターを利用する場合、優遇措置や費用の一部税額控除を検討
  - ➤ 生成AIの開発・利活用に際して、国内データセンターの利活用による取組に関して優遇 措置を検討
  - ▶ 5 G/Beyond 5 Gは、産業・社会のDXから、生成AIを支える基盤ネットワークとして期待されている。モバイルネットワークへの投資額の不足がインフラ整備の足かせとならないよう、5 G導入促進税制(期限:2025年3月末)を延長するとともに、対象の導入事業者として、キャリアだけでなく、インフラシェアリング事業者も加えるべき。

# 海外から人、知、金を呼び込む税制見直し①

- 日本で「次世代のGAFAM」となるイノベーション・カンパニーを生み出し、新産業主導の経済成長を促すには、優秀な人材の海外流出を防ぐとともに海外から多様な人材を集める必要がある。しかし、世界的な人材獲得競争の中、各国が高度外国人材等に対し税制優遇等の施策をとる一方で、日本は競争に劣後
- ※韓国は外国人技術者の勤労所得に対して、5年間に及ぶ50%の所得税減免措置等を導入。
- ※台湾は外国籍特定専門人材の給与所得が300万台湾ドル(約1,490万円)を超過した場合、当該超過分の半額を5年間個人所得税の課税総額から控除
- 相続税や贈与税を課せられる外国人の課税範囲が広く、資産を有する高度外国人材が来日する際の支障となっている
- **外国人材の労働環境・生活環境を改善し、企業への定着、各企業内における日本人職員との 共生や各地域における共生を推進する必要**。外国人(および日本人)の共生のため支出した 費用負担を軽減し、共生の取組みを支援すべき
- 外国人材を呼び込むためには、**そもそも所得税の税率自体の引下げが必要**(再掲) <所得税 >
- これに加え、高度専門人材を対象とした在留資格(高度専門職等)を有する外国人については、一定の期間、大幅に所得税の減免措置を導入 < 所得税>

## 海外から人、知、金を呼び込む税制見直し②

- 相続税・贈与税の課税対象たる外国人(被相続者・贈与者)は、過去10年間で5年以上、入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者・日本人の配偶者等など)を保有して日本に居住していた外国人に限定。同様に、相続税・贈与税の納付義務者(相続人・受贈者)となる外国人も、同在留資格を保有して日本に居住する外国人に限定〈相続税・贈与税〉
  - ※これにより、従来相続税等の課税対象たる被相続者等となっていた外国人のうち、入管法別表第一の上欄の在留資格(高度専門職など)を有して日本に居住していた外国人や、過去10年間で5年未満の期間のみ同表第二の上欄の在留資格(永住者・日本人の配偶者等など)を有して日本に居住していた外国人については、相続税・贈与税の課税対象から外れることになる。
- 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組(以下のような取組)を行っている企業を認定し、法人税の優遇措置<法人税>
  - ▶ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
  - ▶ 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
  - ▶ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
  - ※地方の企業に対し優遇措置を深堀りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- 個人が自ら**外国人(日本人)との共生に向けて支出した費用**(言語習得費用等)について、所得税の特定支出控除の対象に<所得税>

## 越境経済への適応①

- 法人税 ➤ 海外デジタルプラットフォームについては、日本法人から海外親会社等へ知的財産権等使用料支払等の形で収益移転することで、日本における税負担を意図的に減少させているとの指摘がある。しかし、これらの中には合同会社形態を取っている法人も多く、納税状況を含め、外部から実態を窺い知ることが困難。また、こうした課題に対処するため、国際的にBEPS2.0の取組が進められているが、完全な実施に向けては道半ばの状況
- **所得税** ▶ 国内事業者による海外子法人のIT開発業務委託に関する支払いについて、租税条約上、「技術上の役務に対する料金」と位置付けられている国がある※。結果として、国内事業者による源泉徴収支払いと日本の税務署から海外子法人への税金還付が発生しており、事務手続きが各関係者の負担となっている

※例えばインドなど

- ▶ 場所にとらわれない働き方が進む中、優秀な人材の獲得に向け、国内外を問わない人材配置も可能となる中、海外居住者がリモートで日本法人に勤務する場合、両国で所得税の納税義務が発生する可能性あり
- 関税・ > 海外プラットフォームを経由した価格の安い物販の輸入が増加している。事業者は少 消費税 額輸入貨物の免税(課税価格1万円以下、関税および消費税)を活用していると指摘 され、国内事業者との競争条件が整合的ではない

趣旨

14

## 越境経済への適応②

- 法人税 → 政府において、「理論的に徴収されるはずの課税額」と「実際の課税額」の差額 (タックスギャップ)を推計・公表の上、対応を検討
  - ➤ BEPS2.0の完全実施に必要となる多国間条約の発効、国内法令の整備に向け、実務的 な課題に配慮しつつ着実に取組を実施
- 所得税 ➤ 海外子法人への開発業務委託への課税が「技術上の役務に対する課税」に位置付けられている国の租税条約については、これを「事業所得に対する課税」と位置づけ、源泉徴収や環付に係る事務手続きを不要とすべき
  - > **海外居住者が日本法人にリモート勤務する場合の国際課税関係を明確化**し、所得税の 二重課税を排除
- **関税・** ➤ 国内事業者とのイコールフッティングを図るため、少額輸入貨物の免税について見直 消費税 しを検討

## 研究開発税制の見直しとイノベーションの実装①

- イノベーションの好循環を生み出すため、国内外の企業問わず、**日本が研究開発拠点として** 選ばれるための環境整備やインセンティブ強化を進めるべき
- また、研究開発の社会的必要性は黒字・赤字企業と変わらず不変なもの。**各企業が事業環境・財務環境に依らず、研究開発税制の適用を受けられる状況が必要**
- 加えて、現行の研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提と しており、デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直しを図るべき
- イノベーションボックス税制の着実な施行 <法人税>
  - ▶ イノベーション拠点としての魅力向上に向けて、無形資産や知的財産から生じる所得に 対して優遇税率を付与するイノベーションボックス税制の導入に際し、所得算定の算出 などガイドラインや問い合わせ窓口等の支援施策を講じるべき
- 繰越税額控除・給付付き税額控除制度の創設 <法人税>
  - ▶ 控除限度超過額の繰越を5年間認める。また、赤字決算が一定期間継続した場合、試験研究費の税額控除分の現金等による還付も可能とする※

※OECDのBEPSの第二の柱に関するモデルルールによれば、4年以内に税金から控除ができない場合、現金または現金同等物を 還付するような制度設計(Refundable tax credit)が提案されている(OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project"Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)",2021年12月)。

## 研究開発税制の見直しとイノベーションの実装②

- 制度の恒久化
  - ▶ 研究開発費の伸び率は依然として日本は他国に比べて低く、研究開発投資を拡大させていくためには、26年3月末までの上乗せ措置に係る控除率と控除上限を恒久化すべき
- 試験研究費範囲の見直し <法人税>
  - ➤ スタートアップは1人の従業員が複数職務を兼務するケースが大半である。大企業においても、例えばAI特化人材の場合、サービスとして成り立たせないといけないので、研究だけをしているわけにはいかない。試験研究の業務に従事した時間を区分計上することを前提に「専ら」要件を撤廃
  - ▶ 2024年度に、サービス開発の際「過去に収集・生成、取得したビッグデータを使用する場合」も試験研究費の対象とする改正があったが、その収集・生成に要した費用や研究開発目的でないデータの取得の際にかかった費用については、試験研究費の対象外となっている。他方、サービス開発においては、既に運用されているサービスから得られるデータを基にするケースもあり、より実務に即した要件とすべき。

#### 研究開発税制の見直しとイノベーションの実装③

- ソフトウェア制作費の損金処理範囲の拡大 <法人税>
  - ▶ ソフトウェア制作費については、その全額を損金算入可能とする
    - ※自社利用目的のソフトウエアのうち、その利用が将来の収益獲得又は費用削減につながらないことが明らかなものに限り制作費の損金算入が可能とされている。「将来の収益獲得又は費用削減につながるか不明確」なソフトウェアの制作費のうち、会計上期末時点で研究開発費として費用処理されたものは、令和3年度税制改正で研究開発費として税額控除の対象とすることとされたが、税務上資産の取り扱いであることに変わりはない。当該制作費についても損金算入可能とすべきである。このほか、会計上資産かつ税務上資産とされるソフトウェア制作費の税務上の取り扱いについても、中小企業経営強化税制における即時償却や国外の先行事例も踏まえ、DX投資・研究開発投資の促進等の観点から、損金算入可能にする等、どのような対応ができるか検討していくべきである。
- 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し
  - ▶ クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり税制の 混乱の根本要因
    - ※ 研究開発費等に係る会計基準においては、ソフトウェアは「受注製作」「市場販売目的」「自社利用」のいずれかに分類され、税法においても準拠。例えば、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」は、原本をクラウド等に保存し、インターネットを通じて顧客にアクセスさせるため、「製品マスター」を「複写して販売する」ものとは言えず「自社利用のソフトウェア」に区分される。しかし、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」に関する研究開発費は、実態上は「市場販売目的のソフトウェア」の研究開発費と同様であるように、実態と整理が乖離している例が見られることから、区分の仕方や区分整理そのものを会計基準からも見直すべき
- 企業における保守的な税務実務の改革
  - ▶ 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国と比較し、日本企業は否認されることを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

- インフレ下において成長と分配の好循環を持続させるためには、あらゆる企業の賃上げが欠かせないため、**賃上げ促進税制強化による後押しが不可欠**
- 一方、制度の利用には細かい要件が多く、賃上げ要件を満たしていても実際に利用するには ハードルが高かったり、年俸制の場合には利用しづらかったりするため、かえって積極的な 賃上げのインセンティブを削いでしまう恐れがある

#### ①適用要件の見直し

- 継続的な賃上げを約束するマルチステークホルダー方針の公表・届出が一部の大企業・中堅企業に求められている。事業活動や設備投資の状況から継続的な賃上げを約束することが困難な企業にとってはかえって賃上げ意欲を失いかねない。マルチステークホルダー方針の公表・届出を廃止すべき
- 年俸制の場合、賞与が出ない年には、ベースの年俸が上がっていても、賃上げ促進税制の適用を受けられなくなってしまう。多様な給与制度を前提にした税制を検討すべき。

#### ②上乗せ加算の見直し

- 「くるみん認定」「えるぼし認定」による税額控除分の上乗せ加算については、厚労省の認定手続きにハードルの高さを感じている企業があり、改善を求める。このほか、障害者雇用支援の上乗せ要件を加えるべき(障害者雇用の質の向上に資する取り組み(高い職場定着率や多様なキャリアの提供)を行う企業に対し税額控除率を上乗せするなど)
- ③控除限度超過額の繰り越し
- 控除限度超過額の繰り越しについては、大法人・中堅法人にも認められるべき

# 新しい働き方などに対応した税制見直し①

- 働き方が大きく変わっていく中で、**終身雇用を助長したり、労働市場の流動性を阻害したり** する制度は個人の働く自由度を損ね、時代遅れとなっている。
- 労働市場の流動性をさらに高めるうえでは**リスキリングによる能力向上支援が重要**になるが、 それに対応する既存制度の実効性を高める必要がある。特定支出控除は研修・資格取得費な どを一定程度所得から控除できる制度だが活用されているとはいいがたく、制度改善が必要

#### ①退職所得課税の見直し

勤続20年を境に、勤続1年あたりの退職所得課税にかかる控除額が40万円から70万円に増額される点は長期勤務へのインセンティブを高め、労働移動の円滑化を阻害しており、見直していくべき <所得税>

②配偶者控除等をはじめとする「年収の壁」撤廃

「一家の大黒柱」を前提とした配偶者控除等は「150万円の壁」・「201万円の壁」を生み出し、 **労働供給の制約**となっているだけなく、**シングルインカム/ダブルインカムの家庭間でのイ コールフッティングを阻害**することから、廃止すべき **<**所得税>

#### ③特定支出控除の対象額拡大・利便性向上 < 所得税 >

現在、特定支出控除の対象は特定支出の合計額のうち給与所得控除額の2分の1を超える部分とされているが、この閾値を引き下げ、特定支出控除の対象となる額を拡大する。また、給与支払者の証明を原則不要とするなど手続きを簡素化する。

# 新しい働き方などに対応した税制見直し②

- 2024年11月に予定されるフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行を見据え、働き方の多様化の進展に合わせて、個人がフリーランスとして安定的に経営したり業務を受託したりできるよう、税制も変えていくべきである。
- 最低賃金が引き上げられるなか、スキマ時間の活用等による副業が増加している。そんななか、所得税法上の源泉徴収税額の各種閾値が硬直的※で、副業従事者への支払いに係る雇用主の報告等の負担が増大している。負担を軽減することで、副業従事者が働きたくても働けない、という「働く壁」をなくしていくべき

※例えば、日額表の丙欄の源泉所得税額が発生し始める金額は9300円からだが、これは国税庁サイトから現状確認しうる限りで少なく とも12年前から変更ない

#### ①フリーランス(個人事業主)の損失繰越制度を法人並みに(3年を10年に) <所得税>

- ②副業従事者への支払いに係る雇用主の事務負担軽減を図るため、
  - ・副業で採用される支払い形態に応じて、源泉所得税が発生し始める金額の引き上げを行う
  - ・副業の支払い形態に応じて非課税交通費に係る規定の整備をする
  - ・退職者の給与支払報告書等の提出義務が発生する金額も引き上げる <所得税>

## GX加速化のための税制

趣旨

- 日本はこれから「成長志向型カーボンプライシング構想」(排出量取引、炭素賦課金)の具体的制度設計を進める段階だが、**日本経済の減退や国際競争力の低下につながる制度としないよう留意すべき**。
- カーボンニュートラル実現のためには**スタートアップの力を活かすことが不可欠**であり、企業等がスタートアップの有する新たな技術の採用を促す仕組みが不可欠
- サプライチェーン全体におけるカーボンニュートラル対応の必要性から、**企業規模を問わず 早期のGX人材育成を図る必要性**あり。

- カーボンクレジットはその種類ごとに法人税法上の取扱いが異なる。カーボンプライシングの 導入を機に、**国内外のカーボンクレジットの税務処理方法を再度整理すべき** <法人税>
- カーボンプライシングを踏まえた新たなビジネス創出や設備投資促進を図るため、**炭素賦課金** の中長期的な価格水準見通しを早期に示すべき <その他>
- スタートアップが生み出すGX技術の社会実装段階において、**当該技術を採用した企業に対し て税額控除を認めるなど、GX関連スタートアップに対する支援措置**が必要 <法人税>
- GX人材育成の促進に向けて**研修、資格取得等の教育訓練費を一定割合増加させた企業に対し** て税額控除を認める措置が必要 <法人税>

- Web3市場が急速に拡大する中、現行規制や税制が足枷となり、有望なWeb3企業が国外流出。Web3企業の流出が続けば、日本がWeb3市場から取り残される恐れ
- スタートアップ支援を含むWeb3ビジネス振興の観点からも、**トークンエコノミーの市場形 成・発展を促進するための対応を急ぐべき**
- 所得税・相続税等
  - ▶ 暗号資産の取引から生じる利益について申告分離課税(一律20%)の対象とするとともに、損失について、暗号資産に係る所得金額から繰越控除
  - ▶ 暗号資産デリバティブ取引についても、申告分離課税を認める
  - ▶ 暗号資産取引で生じる損益への課税は、納税計算の煩雑さを回避する観点から、保有する暗号資産を法定通貨に交換する際に一括で実施
  - ▶ 相続した暗号資産の課税のあり方を見直すべき(相続税評価額の計算方法の見直し、譲渡時には「取得費の特例」の対象とする)
- その他
  - ▶ 暗号資産ETFの取り扱いを可能とする。
  - ▶ 一律2倍とされている暗号資産に係るレバレッジ倍率について、リスクに柔軟に対応できるよう、暗号資産の種類ごとの設定等が可能な制度にすべき。

## 社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

- 日本に山積する社会課題を解決していくうえで、革新的な技術・サービスで社会課題に挑戦する「社会的企業」の育成・支援体制の整備が重要
- 個人から社会的企業への資金の流れには「インパクト投資」や「寄附」があるが、いずれも 税制優遇などのインセンティブを強化することで、社会的課題解決に向けた新たな資金の流 れをより太くすることが可能となる

- 高い社会的インパクトを生み出す事業について、一定の基準により当該事業を認証する制度を整備。当該認証を受けた事業について、税制上のメリットを検討する <法人税>
- エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設し、スタートアップ企業の上記認証を受けた 事業への投資について、優遇措置を拡充(優遇措置Aの控除上限の緩和、優遇措置Bに所得控 除を追加等) <所得税>
- **寄附税制について、繰越控除を可能とする**(米仏独では5~9年間の繰越控除が可能) <所 得税>

# スタートアップ投資の促進や報酬制度の見直し

- 令和5年度税制改正において、エンジェル税制の見直しを行い、株式を売却して、スタート アップに再投資する場合(起業する場合も含む)、その分の株式売却益を非課税とする措置 が創設された(日本版QSBS)。ただ、**当該税制の対象となる再投資は株式を売却した年内で あることが要件となっており、税制による投資促進の**課題となっている
- スタートアップの成長には事業会社とのオープンイノベーションが重要。オープンイノベー ション促進税制においてJ-Kiss型新株予約権の行使が適用対象外となっている。
- RS、RSU等の現物株式を報酬として受け取る者は、権利確定時には給与所得として課税さ れ、株式売却時には譲渡所得として課税され、メリットが感じられにくい。
- エンジェル税制(日本版QSBS)において、株式売却益が発生した年内の再投資期限を、実態 に合わせて延長する <所得税>
- J-Kiss型新株予約権の取得時に一定の金銭を払い込んでいれば、権利行使時の払い込みが少 額であっても、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とするよう検討すべき<法人税
- 役員・従業員が現物株式で報酬を受け取る場合に、権利確定時には給与所得として認識せず、 株式売却時に譲渡所得としてのみ課税する特例措置(企業ごとの選択制)を講じるべき。

## 企業からの教育投資を促す税制の拡充①

- 社会全体の生産性の向上に向け、問題解決・社会実装力を兼ね備えるアントレプレナーシップを持つ人材や、ハイレベルのスキルを有する人材の育成を進めることが必要。このためには民間企業が教育に積極的に関与できる体制を構築することが重要
- さらに、企業からの継続的な教育投資を促すには、企業・社員が**リカレント教育に取り組みやすくしたり、企業が大学運営に関与しやすい税制とする必要**がある

- リカレント教育等の活性化のために、社員が大学院等で学び直しをする際の費用や大学とのPBL共同プログラムの開発費用を企業が負担した場合、その金額を法人税額から控除可能とする <法人税>
- **賃上げ促進税制**における教育訓練費増加要件について、**企業から大学への寄附講座に要し** た費用も算入対象とする <法人税>
- 企業版ふるさと納税制度はアントレプレナーシップ教育等の振興手段としても重要。制度の期限延長又は恒久化と同時に、より使いやすくする制度見直し(寄附額上限の撤廃、本社所在地への寄附を可能とする、寄附を行う企業への経済的リターンの禁止について対象をいたずらに拡大解釈しない等)を行う(再掲)<<a href="Line">大人税等</a>

# 企業からの教育投資を促す税制の拡充②

具体策

● 現状、大学、高等専門学校、一定の専修学校を新設する「学校法人設立準備法人」に対して企業が支出する寄附金について、一定の要件を満たせば個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能であるが、「運営」段階における寄附金、大学等の学校を設置・運営する「株式会社」に対する寄附金もこの対象とする <法人税>

# ソフトウェア経済に対応した税制見直し

- 依然として日本企業のDX化は未だグローバル水準に達しておらず、日本全体の生産性向上 に向け、特に中小企業は早急な対策が必要。ソフトウェア投資を抜本的に促進すべき。
- 現行のDX投資促進税制においては、ソフトウェアやクラウドシステムへの移行に係る初期 費用について3%ないし5%の税額控除もしくは、30%の特別償却の適用を受けられる (2024年度末まで)。しかし、制度を利用するには、産業競争力強化法の認定事業者であ ることに加え、デジタル要件および企業変革要件を満たすことが求められ、どちらの要件も 複雑で手続き上のハードルが高い。
- このほか、デジタルサイバー攻撃も増加の一途をたどっており、特に、クラウドサービスへのサイバー攻撃も急増。こうした状況を踏まえ、DX促進と同時に高い水準でのサイバーセキュリティ強化を強く推進していくべき
- 中小企業がPCなど少額の減価償却資産の取得価格を損金算入する際、現行制度ではその基準額が30万円未満とされているところ、基準額を引き上げるべき。また、その他の企業においては基準額が10万円未満とされているところ、こちらも併せて基準額を引き上げるべき <法人税>
- 中小企業特例枠の創設 <法人税>
  - ▶ 中小企業へのDX投資促進税制の適用を促すために、要件を簡素化した中小企業特例枠を創設
- サイバーセキュリティの強化 <法人税>
  - ▶ サイバーセキュリティ対策を目的としたハードウェア・ソフトウェア等の整備計画の要件化や整備費用に対する税額控除枠の拡大など

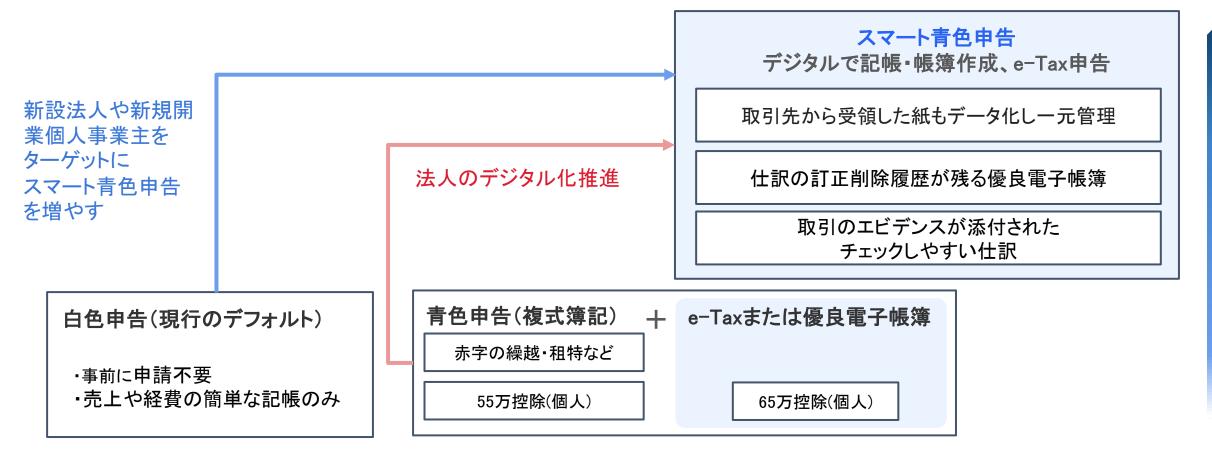
## 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備

- 累次の電子帳簿保存法の改正により、取引エビデンスや帳簿の「保存」については事業者が デジタル化に取り組みやすい法制となったが、**税法全体はあくまで紙が原則**とされている
- 中小企業・小規模事業者の経営力強化のためには、経営実態を簡単・タイムリーに把握する ため、「保存」に加えて、① デジタルツールを活用した記帳・帳簿作成、② 税務の電子申告 の一層の推進が必要
- 現行の青色中告は、戦後に複式簿記をつけるのが難しかった時代にできた制度であり、利用率は、法人はほぼ100%と既にスタンダード、個人事業主は5~6割で停滞。複式簿記へのインセンティブよりも、税を起点に事業者のデジタル化を促進するインセンティブが必要
- 事業者の経営基盤をデジタル・デフォルト化することで経営データを可視化し、税理士や銀行等のサポートも受けやすくするため、法人・個人事業主(特に新設開業者)を対象として、税務上のインセンティブ付きの「スマート青色申告」(仮称)の新設 <法人税・所得税>
- その適用要件として、① 日々の記帳と帳簿保存でデジタルツールを活用し(仕訳と証憑を 紐づけたデジタル記帳、履歴の残る優良電帳帳簿保存など)、② e-Taxで税務申告を行うこととすることで、事業者の正確で効率的な税務コンプライアンスを後押しする
- 「スマート青色申告」のインセンティブ:中小企業者向けの各種租税特別措置の利用、スマート青色申告特別控除の創設、純損失の繰越期間(個人事業主向けは現行3年間)の延長等

#### 【参考】中小企業・小規模事業者の記帳水準の向上のため、「スマート青色申告」の新設(提案)

#### デジタルツールによって事業者の事務負担を減らしつつ、いままでよりも簡単・正確な青色申告を促進

- ・デジタル記帳、電子帳簿保存、e-Tax申告を「スマート青色申告」と呼称し、新たなスタンダードとする
- 税を起点にデジタル化を推進するため、スマート青色申告に税制上のインセンティブを付与



## デジタルインボイスの普及

趣旨

● インボイス制度の導入を期に社会のDX化が進めば、かえって経済全体の効率化がもたらされることが期待される。インボイスがPDFのままでは経理業務の負荷減少は見込めないものの、JP PINTに基づくデジタルインボイスを導入すれば、PC上で請求書類の作成から取引先への配信まで完結でき、請求業務の効率化が図られるうえ、取引先にインボイスが到着するタイムラグをなくすことができる。また、デジタルインボイス標準仕様に対応した金融EDIに金融機関が対応することで、請求から決済まで一気通買したデータ連携による消込処理の自動化が可能になる

 社会全体でデジタルインボイスが定着するように政府が率先すべき。具体的には、政府は、 「●年までに公共調達においてデジタルインボイスで受け取る」といったデジタルインボイス ス普及のためのロードマップを示す。なお、2023年10月からインボイス制度が導入された が、フリーランスを含め多様な働き方にも対応した制度運用になるよう、影響調査や対応コスト削減のための支援措置などを引き続き講じるべき